

## 経営管理権集積計画

## 1. 個別事項

整理番号	集 積	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）			(名称) 智頭町長 金兒 英夫			(所在地) 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072番地1	
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）			(氏名又は名称)			(住所又は所在地)	
<b>乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）</b>									
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権の始期 の終期 (C)
口宇波	556	325	J	保安林	0.40	ヒノキ	60	R6.4.1	R16.3.31
									別添1参照
									別添2参照
									別添3参照
<b>乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）</b>									
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）
									氏名又は名称
									住所又は所在地
									権原の種類
									同意印
									備考
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）									
注) 権利を設定する森林の所有者（甲）									
1葉の一箇について経営管理権が設定される場合には、当該部分を特定するごとのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。									

この計画に同意する。  
権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所 (同上)

智頭町長 金兒 英夫

注) 権利を設定する森林の所有者（甲）

住 所 (同上)

智頭町長 金兒 英夫

共通事项

の個別項目に足めるべき金額は、各に足めることによる。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に				
所在	地番	林班	小班	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に
口宇波	556	325	J	(1) 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。</li> <li>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐にかかる経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</li> </ul> (2) 木材の販売収益の額の算定方法) <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</li> </ul> (3) 伐採等に要する経費の算定方法) <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</li> <li>○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</li> <li>○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な鳥取県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</li> <li>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</li> </ul> (4) 留意事項) <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残額がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。</li> <li>○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が、上記（3）伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合には、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</li> </ul> 【経営管理実施権が設定されない場合】 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</li> </ul> (2) 留意事項) <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</li> </ul> </li> </ul>

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権者が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権者が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座